

医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 7 年 7 月 2 日

提出者

坪 内 涼 二

岸 道 三

河 内 大 輔

大 国 陽 介

嘉 本 祐 一

吉 田 雅 紀

山 根 成 二

白 石 恵 子

中 村 芳 信

尾 村 利 成

(別紙)

医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定を求める意見書

今、医療機関の経営が困難な状況は深刻さを増しており、事業の存続が危ぶまれる事態も生じています。2024年度診療報酬改定は、物価高騰への対応等を踏まえプラス改定となったところですが、その後も物価の高騰や職員の賃上げ等への対応により、費用は、これを上回って増加しており、医療機関は厳しい経営を強いられています。

帝国データバンクの報道でも2024年の医療機関の倒産は64件と過去最高を記録し、今年も高水準で推移しています。このままでは、医療機関の事業と運営ができず、地域から医療機関が無くなる、地域医療が崩壊しかねない危機的状況です。

日本医師会・6病院団体合同声明の要望では、令和8年度の診療報酬改定に、①「高齢化の伸びの範囲内に抑制する」という社会保障予算の目安対応の廃止、②診療報酬等について、賃金・物価の上昇に応じて適切に対応する新たな仕組みの導入の2点を求めています。

また、6病院団体が行った経営状況調査結果として、経常利益で赤字の病院は2023年度の50.8%から61.2%に拡大し、全体の経営利益率はマイナス3.3%、赤字病院に限るとマイナス7.4%でした。6団体は「ご存じですか？あなたの街の病院がいま危機的状況なのを！！このままではある日突然、病院がなくなります」と経営危機を訴えています。

今、医療機関は、物価高騰や人件費の上昇が経営を圧迫していることに加え、人材不足といった複合的な問題により経営が困難になっており、これらの課題に対処し、住民の命と健康を守り、地域医療を守るため、国の責任において、医療機関の主要な収入である診療報酬の再改定等の対応をとることが必要です。

記

1. 医療機関の事業と経営維持のため、物価高騰、働く職員の処遇の改善に適切に対応できるよう、診療報酬を遡及して再改定することや国による補助制度の創設などの緊急的な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

【令和7年7月2日原案可決】